

高松市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和8年3月26日

高松市長 大西 秀人

高松市規則第15号

高松市契約規則の一部を改正する規則

高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（代価の支払） 第32条 略</p> <p>（1） 契約金額（単価契約に係るものにあつては、1件の支払金額。この条において同じ。）が<u>100万円</u>以下である場合（次号に掲げる場合を除く。） 検査又は検収を行った日を財務会計システムに記録し、当該検査又は検収に当たった職員が請求書に検</p>	<p>（代価の支払） 第32条 契約代金は、第30条第5項の規定による検査調書又は検収調書を作成し、かつ、当該検査又は検収を行った日を財務会計システムに記録した上で、支払をしなくてはならない。ただし、当該契約が次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する措置に基づき、支払をすることができる。</p> <p>（1） 契約金額（単価契約に係るものにあつては、1件の支払金額。この条において同じ。）が<u>50万円</u>以下である場合（次号に掲げる場合を除く。） 検査又は検収を行った日を財務会計システムに記録し、当該検査又は検収に当たった職員が請求書に検査</p>

査又は検収済みの確認印を押印する措置

(2) 物品の買入れ若しくは修繕で契約金額が100万円以下である場合又は既製品としてその都度指定する物品を買入れる場合
前号に規定する措置若しくは次のア又はイに規定する措置

ア・イ 略

2・3 略

(履行遅延に対する損害金)

第35条 市長は、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により契約を変更する場合を除き、未納部分又は未済部分の価格に対し、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて得た額を遅延損害金として徴収する旨を約定しなければならない。

2～4 略

又は検収済みの確認印を押印する措置

(2) 物品の買入れ若しくは修繕で契約金額が50万円以下である場合又は既製品としてその都度指定する物品を買入れる場合
前号に規定する措置若しくは次のア又はイに規定する措置

ア・イ 略

2・3 略

(履行遅延に対する損害金)

第35条 市長は、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により契約を変更する場合を除き、未納部分又は未済部分の価格に対し、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を遅延損害金として徴収する旨を約定しなければならない。

2～4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高松市契約規則第32条の規定は、この規則の施行の日以後の締結に係る契約について適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

(高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業保留地処分規則の一部改正)

3 高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業保留地処分規則（平成11年高松市規則第106号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(延滞金等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の場合において、市長は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年<u>3.0</u>パーセントの割合をもって計算した延滞金を徴収する。</p> <p>3 略</p>	<p>(延滞金等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の場合において、市長は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年<u>2.5</u>パーセントの割合をもって計算した延滞金を徴収する。</p> <p>3 略</p>

(改正理由)

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正に伴い、及び高松市会計規則の一部改正を踏まえ、検査調書又は検収調書の作成を省略することのできる基準額を見直すため、関係条文を整備するものです。